

基山町臨時的任用職員
(保育士)
採用試験実施要綱

基山町イメージキャラクター



地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年12月24日号外法律第110号）第6条第1項の規定に基づき、基山町臨時的任用職員採用試験を次のとおり実施します。

令和3年7月5日

基山町長 松田 一也

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
保育士	2名	保育士として専門的職務に従事します。

2 受験資格

保育士の資格を有する方

ただし、次の各号の一に該当する人は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 基山町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

(1) 日時

日時は随時設定します。

(2) 試験会場

基山町役場 3階 会議室（予定）

(3) 試験の方法

面接試験、作文試験、適性検査を行います。

(4) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。

(5) 最終合格者の発表

随時受験者に通知します。

4 任用期間

採用日から6か月

※任用期間は更新する場合があります。

5 勤務条件

(1) 勤務時間

午前7時15分から午後7時15分までのうち7時間45分

※業務の都合により、時間外勤務、休日出勤もあります。

(2) 1週間の勤務時間 38時間45分

(3) 休暇等 年次有給休暇等の諸休暇があります。

6 給与

月額146,100円を基準に経歴により加算します。

(ただし上限は、月額188,700円です。)

また、期末勤勉手当、時間外勤務手当を支給します。この他該当者には、通勤手当、住居手当、退職手当等の諸手当を支給します。

7 共済保険等

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法の被保険者になります。

8 受験手続及び受付期間

(1) 申込書等の請求

申込書及び試験案内は、本町役場総務企画課行政係で交付します。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「臨時的任用職員採用試験申込書請求」と朱書きし、宛名を明記した定型の返信用封筒（A4サイズが入る大きさ）に120円切手を必ず貼って同封してください。

(2) 申込先及び申込手続

申込書に必要事項を記入し、写真欄に申込み6か月以内に撮影した本人の写真を貼って、本町役場総務企画課行政係に提出してください。

(3) 受付期間

随時（定員に達した時点で募集を中止します）

土・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受付します。

※ 問い合わせ及び書類提出先

担 当	基山町役場 総務企画課 行政係（庁舎3階）
郵便番号	841-0204
住 所	佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地
電 話	0942-92-7915